

平成 30 年第 4 回辰野町議会定例会会議録（1 日目）

1. 招集告示年月日 平成 30 年 5 月 23 日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成 30 年 5 月 30 日 午前 9 時 00 分
4. 議員総数 14 名
5. 出席議員数 14 名
 - 1 番 小 澤 睦 美
 - 2 番 向 山 光
 - 3 番 熊 谷 久 司
 - 4 番 山 寺 はる美
 - 5 番 篠 平 良 平
 - 6 番 中 谷 道 文
 - 7 番 宇 治 徳 庚
 - 8 番 成 瀬 恵津子
 - 9 番 瀬 戸 純
 - 10 番 宮 下 敏 夫
 - 11 番 根 橋 俊 夫
 - 12 番 垣 内 彰
 - 13 番 堀 内 武 男
 - 14 番 岩 田 清

6. 会議事項

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 1 号 平成 29 年度辰野町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 4 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 2 号 平成 29 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 5 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 3 号 平成 29 年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 4 号 平成 29 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正
予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 5 号 平成 29 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正
予算（第 2 号）

- 日程第 8 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 6 号 平成 29 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 9 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 7 号 平成 29 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 10 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 8 号 平成 29 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 11 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 9 号 平成 29 年度町立辰野病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 12 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 10 号 平成 29 年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正
予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 11 号 平成 29 年度辰野町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 14 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 12 号 辰野町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 13 号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 14 号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 20 議案第 18 号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育
料に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 21 議案第 19 号 辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 30 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 22 号 辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第 25 報告第 1 号 平成 29 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第 2 号 平成 29 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書
報告第 3 号 平成 29 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成 30 年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について

日程第 26 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	小 野 耕 一
まちづくり政策課長	赤 羽 裕 治	住民税務課長	伊 藤 公 一
保健福祉課長	小 澤 靖 一	産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹
建設水道課長	西 原 功	会計管理者	武 井 庄 治
こども課長	加 藤 恒 男	生涯学習課長	原 照 代
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	中 畑 充 夫
議会事務局庶務係長	田 中 香 織

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 6 番	中 谷 道 文
議席 第 7 番	宇 治 徳 庚

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成 30 年第 4 回辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで、議長の諸

般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配布してありますので、後ほどご覧ください。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第4回定例会召集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

おはようございます。本日ここに第4回辰野町議会6月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しいところ、ご出席賜り感謝を申し上げます。5月は気温変動が激しく、服装調整も大変でしたが、体調管理には十分注意をさせていただきたいと思っております。さて、内閣府が16日発表した、1月から3月期の国内総生産GDPの速報値は、物価変動の影響を除いた実質で、前期比0.2%減とまあ9四半期、2年3ヶ月ぶりにマイナスに転じました。個人消費と企業の設備投資が減少し、住宅投資も落ち込むなど、内需は総じて低調だったことが響きました。景気については、緩やかに回復しているとの認識に変わりはないとの見解を示しています。また3月の有効求人倍率も1.59倍と堅調な状況が続いていますが、家計に経済好調の実感は薄く、消費者の節約志向は依然根強いものがあり、成長の力強い牽引役とはなっていないようです。町の財政状況に目を向けますと、町税全体で前年と比較して1.8%程伸びている状況です。歳出については、経費節減に努めた結果、29年度に予定していました、財政調整基金を取り崩しを行わず、積み立てをすることができました。出水期を控え、先日、辰野町において、北部水防訓練が行われ、伊那建設事務所の指導のもと、消防団幹部の皆さんに、真剣に取り組んでいただきました。毎年のように全国各地で、豪雨災害が発生し、大きな被害をもたらしています。いざというときに、迅速かつ適切な行動をとれるよう日頃から訓練を重ねるとともに、関係機関と緊密な連携をとってまいります。6月16日に第70回ほたる祭りが開幕いたします。約1万匹の幼虫の上陸は、確認しましたが、例年よりも相当早くホタルも発生しそうです。今回の節目事業として、大城山ほたるイルミネーション、ほたるのお宿移し、ぴっかり踊り、龍の大地に集うものをリニューアルし、辰野駅南側一体のたつの横丁の仕様一新や竹あかりは昨年につき、柳町と公園入り口に設置いたします。おもてなし空間も7箇所を増設し、6月9日には、辰野ふるさとパートナーのかみじょうちひろさんのグループによる凱旋ライブも行われます。これまでの反省や要望を踏まえ、未来へ繋がる素晴らしいお祭りとなるよう期待しているところであります。いよいよ地方創生事業により、明日、荒神山スポーツ公園のたつの未来館、愛称名「アラパ」がオープンの運びとな

りました。施設テーマを「学ぶ・遊ぶ・集う」として、子どもや若者の集う場所は、大きく8つのゾーンに分かれ、ボルダリング、スラックライン等、多目的スタジオ、ホタルラボ、勝野先生の貴重な資料等を展示したほたるミュージアムと行ってみたい施設に変身しました。ぜひ、町民の皆さんも体験していただきたいと思います。先週21日には、議会からも賛同をいただき、内閣官房参与の飯島勲さんに、町の特命参与を委嘱してまいりました。飯島さんも人口減対策に、辰野町も生き残りをかけて、独自の作戦を考えていかなければいけないと、強くコメントされておりました。住み続けたい、住んでみたい町を構築していくために、空き家バンク制度を平成26年10月に施行し、今年3月末までに成約数が44件に上りました。辰野町で暮らしたい人、仕事などを希望する人、何か新しいことを始めたい人に辰野暮らし相談所を活用しながら、あらゆる「ヒト・モノ・コト」をワンストップで、繋げられるよう努めてまいります。そして、働く場所の振興策として、辰野町商工業誘致及び振興補助金制度を町内全域に拡充し、町内企業の積極的な設備投資を促し、たつのシゴトの充実を図ってまいります。また、田舎暮らしの本に代表されますように、広告宣伝費予算ゼロでも、新聞・雑誌・テレビやウェブで、辰野町の移住定住の成果や活動を、世界に向かって発信してまいります。このほか平成30年度事業についても創意工夫し、全力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも町政運営に一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、専決処分関係では、平成29年度補正予算11件と、条例の一部改正3件、ほかに条例の一部改正5件、人事案件1件、平成30年度補正予算2件、合わせて22議案であります。また、報告事項といたしまして、平成29年度一般会計繰越明許費繰越計算書など、3件があります。なお、県に審査代行を依頼している総合評価落札方式の土木工事について、手続きが整ったところで、追加議案として、最終日に提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案承認、同意可決くださいますようお願い申し上げます。定例会召集にあたっての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席6番、中谷道文議員、議席7番、宇治徳庚議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といた

します。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めたいと思います。

○議会運営委員長（篠平）

おはようございます。去る5月23日と本日5月30日、議会運営委員会を開催し、平成30年第4回辰野町議会6月定例会の会期並びに審議日程について、協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。5月23日、辰野町告示第11号によって、辰野町長より6月定例会を5月30日に招集する旨の告示されたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、6月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。なお、お手元に会期日程（案）を配布してありますので、差し替えをお願いいたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○局長

（会期日程（案）朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの17日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成29年度辰野町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

平成29年度の辰野町一般会計補正予算（第8号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、町税、地方交付税、地方消費税交付金などの増、国庫支出金などの減、国・県支出金などの確定に伴う、財源組替、不用額、町債、基金繰入金の調整などによります。補正総額2億1,094万2,000円の減額で、

予算総額は86億533万9,000円となる専決補正予算であります。以下、その対応を申し上げますと、歳入につきましては、町税、地方消費税交付金、地方交付税などの増額補正、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄付金、繰入金、諸収入、町債の減額補正であります。歳出につきましては、総務費では、職員手当等の不用減額の整理、地方創生推進交付金事業のカワニナ等養殖施設に係る工事費を地方創生拠点整備事業に振り替えたことによる工事請負費の不用額の整理など、各事業の不用額の整理、財政調整基金への積立金が主なものであります。民生費では、臨時福祉給付金給付事務に係る補助金、介護保険事業への繰り出し金、福祉医療給付金、児童手当費、一般非常勤職員報酬などの不用額の整理が主なものであります。衛生費では、両小野国保病院組合剰余金管理基金への積立金の増額と、古紙類収集処理委託料の不用額の整理が主なものであります。農林水産業費では、農地中間管理機構集積協力金、県営農村災害対策整備事業負担金の不用額の整理が主なものであります。商工費では、商工業誘致及び振興補助金の不用額の整理が主なものであります。土木費では、社会資本整備総合交付金事業の国庫補助減額による工事請負費の不用額の整理が主なものです。消防費では、報償費の不用額の整理が主なものです。教育費では、文教施設整備基金への積立金と、町民会館の光熱水費などの不用額の整理が主なものであります。災害復旧費では、町単農地災害復旧事業に係る工事請負費の不用額の整理です。歳入においては、滞納整理の強化等により税込確保を図り、歳出においては、計上経費の削減に努めてまいりました。歳入の確定に伴う、増収分につきましては、将来の事業に備え、財政調整基金の取り崩しは行わないように、繰入金を減額した上で、積み立てを行いました。また、繰越明許費ですが、各事業の補助金の確定時期、また適正工事期間の関係等により、年度内に完了困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で、3億1,397万9,000円です。地方債補正ですが、各事業について、事業費が確定したことにより、金額を変更しました。以上のとおり補正予算の対応を申し上げますが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○根橋（11番）

17ページの地方交付税についてお伺いをいたします。今回、普通交付税特別交付税

ともに、大きく増額ということになっておりますけれども、この根拠と言いますか、内容について、ご説明をいただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

はい。根橋議員のご質問にお答えいたします。17 ページへの補正、地方交付税の補正でございます。こちらにつきましては、年度当初、それぞれの概要数によりまして、予算化をして見積もっているところでございますけれども、年度中に様々な調査等のまた再提出等によりまして、その根拠となる数字等がまた変更する中でおいて、さらに金額的に増えた中での確定となった数字でございますので、了承をお願いしたいと思います。以上です。

○根橋（11 番）

そうしますと、今回のこの増額補正っていうのは、フレームって言いますか、枠組みが基本的なところが変わったということで、要するにすべての地方自治体と言いますか、市町村等に該当することであって、特に特別辰野町で、こういうことが事例があったので、例えば特交が増えたとか、そういうことではないということですか。

○まちづくり政策課長

はい。すべての町村というわけではなくてでございます。まあ交付税の自体の単価的なものがそれぞれ決まっているわけでございますけれども、当初見積もりをあげる上においてはですね、多少、数字的なものを見込み的な部分で、策定をしてございまして、最終的な確定部分については、それぞれの年度内の数値において、確定をしてまいりますので、そういう意味において、国側のそのものが変わったわけではなく、町自体が積み上げていく数字自体が変わったということで、増額ということで、ご承知をいただきたいと思います。

○議 長

よろしいですか。そのほかありませんか。

○中谷（6 番）

ちょっとお尋ねをしたいと思いますが、28 ページの寄付金の関係について、内容をちょっとお聞きしたいと思います。ふるさと納税の関係に関わるところの一貫の質問でありますけれども、各市町村ともふるさと納税には相当意欲を燃やして、地区の特産品だとか、加工品とかいろいろ検討されて、新聞等にも報道されておりますけれども、辰野町の状況につきましては、補正前よりは3,000万近くのもので、減額になっ

ていると、こういうことで何か特殊な事情があったのか、もうふるさと納税については、辰野町の場合については、限界に来ているのか、今後拡大の余地とかそういうようなものはあるのか、またその取り組みについては、どんな状況になっているのか、ちょっと概況をお願いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

ちょっと足りない部分は後から副町長から補足をいただけたと思いますけれども、昨年来、話題になっておりますけれども、総務省の方からですね、ふるさと納税のあり方におきまして、特に近隣の町村でもあったわけでございますけれども、家電品等の返礼品を用意するなどして、過度な納税が行われている市町村が多々見受けられるということで、総務省の方からそこらへんの見直しを、指摘をされていたところでございます。町におきまして、ご承知のように町内にございます、光学メーカーの製品等をふるさと寄附付渡（ギフト）の品ということで、取り揃えていたわけでございますけれども、総務省の通達によりまして、昨年夏頃にその部分をやむなく取り消したところでございます。で、昨年でございますけれども、当初の予算は、まあ見込み的にはそんなに設けてなかったわけでございます。で、9月時点でですね、その足りない部分を増額の補正をさせていただいたわけでございますけれども、最終的にはその9月以降、そのふるさと寄附付渡（ギフト）的な部分の商品を本当に地場産的なものに切り替えたせいもございまして、減額となっております、まあ今後がですね、新たなこういう実際の数字が出てきてしまっておりますので、地場産商品のふるさと寄附付渡（ギフト）のお礼の品の開発ですとか、まあ今まああるものの組み合わせ等をですね、検討しながらふるさと寄附に繋がるようなことを考えていきたいと思っております。以上です。

○副町長

はい。当時、私、まちづくり政策課長でしたので、ちょっとお答えをさせていただきたいと思いますが、この減額の大きな理由は、昨年の9月にですね、私があつたマツタケ生産者からマツタケの寄附、申し出が今年はかなりあるということで、5,000万円の増額補正をいたしました。9月にですね。ところが皆さんご承知のとおり、昨年はマツタケが一切取れなかったもんですから、その分の収入が入らなかったという現状がございまして、その分の減が主であります。後は、先ほど申しました、家電製品の中で、辰野町はカメラを扱っております、それが総務省の通達により駄目にな

ったとその2点が主な要因でありますので、よろしくお願ひいたします。以上であります。

○中谷（6番）

事情については、概ね理解をいたしました。1億円近いお金、使途についてはそれぞれ紐付きの関係もありますけども、非常に町としては、有効的に使えるお金だと思います。そういうことで今後益々、慣用するということは総務省等でもって、警戒をしていろいろと指示があるようでもありますけども、ほかの地区でも一生懸命やっているんで、ぜひ有効に使えるお金については、今後しっかり推進をしていくような、段取りなり、考え方なり、いろいろ整理をしていただいて、増額をぜひお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議 長

そのほかありませんか。

○向山（2番）

いくつもあるんですが、ほかの皆さんからもご質問あるかもしれませんので、とりあえず1点に絞って質問いたします。予算書の55ページになります。先程来、町長の開会招集挨拶、それから今の議案提案説明の中にもありました、積立金を取り崩さずに財調を取り崩さずに、新たな積み立てに回したということではありますが、この教育委員会事務の積立金2,001万6,000円、これも同様の趣旨というふうに捉えていいのかということと、併せてですね、この文教施設整備基金積立金ということになると、今後の当町のまあ施設を考えた時に、多額の費用が掛るわけで、現在のこれによる積立金の残額がいくらぐらいで、実際にはどのくらい必要なのかということについて、わかる範囲でお聞ひしたいと思ひます。

○まちづくり政策課長

はい。それでは向山議員の文教施設等整備基金の積み立てのことについて、お答えを申し上げます。まあ向山議員の方の今、質問の中にも触れられておりましたけども、現在学校の教育施設等の老朽化は進んで、多額のお金をかけてその施設等の改修等を進めているところでございますし、また町、財産の多くが教育施設ということでもございます。そのような関係でもございまして、今後起こり得る毎年の修繕も多額ということを見込む中で、今後のですね、学校施設の維持、また環境整備等に対応していくための備えとして、決算に剰余金がございましたので、そちらの方に積み立てをし

ていきたいということでございます。また、文教施設の積立金につきましては、現在97万7,000円ほどが28年度末でされておりますので、そちらの方に2,000万を合わせて今後の維持、環境整備の方に努めてまいりたいという予定でございます。具体的にはという部分が、まだございませんので、年々、財政逼迫していく中にありますので、不足部分については、その基金を繰り入れしながら事業をしていきたいという予定でございます。

○こども課長

併せて今ご質問のございました、教育振興基金の積立金につきましては、預金基金の積立金になります。学校施設につきましては、当年度学校施設の長寿命化計画の策定を予定しておりますので、そちらの方で後年の経費については明らかにしてまいりたいと思います。以上です。

○議 長

はい。ありませんか。

○堀内（13番）

48ページの商工業費の関係でございます。辰野町、商工業については振興を図っていくという形の状況だと思いますし、まあ世の中の景気的には、まあ高揚しているという形の中で、今回まあ補助金の関係が1,300万少なくなっているという形の状況です。で、ということはこれは、そのまあ補助金という形ですんで、設備投資を含めたいろいろな内容だと思いますが、この減額になっている要素、あるいはこの辰野町における商工業の中で、この重要な位置を占めてる補助金の関係がですね、もうちょっと多くあっていいはずではないかというと思いますが、そのへんの見解はいかがでしょうか。

○産業振興課長

商工業誘致及び振興補助金につきましては、当初予算が4,500万でございましたのが、確定額が3,260万程でございました。こちらの多くは、設備投資、償却資産によるものでございますが、近年の状況でございますと、町内大手の償却資産額が抜き出しておりましたけれども、したがってそちらの償却資産が1社減額になりました、大幅に減るというような状況であります。したがって、今回の確定による減額が1,300万程あるわけでございますが、担当係ではですね、町内経済の堅調に推移している中でのですね、たまたま今年につきましてはの大型ないわゆる償却資産相当分の設備投資が突出してはなかったというような評価をしているところでございます。以上

です。

○堀内（13 番）

もう 1 点すみません。土木の関係でございます。50 ページと 51 ページに係るんですが、50 ページの関係のですね、道路の橋梁費の関係です。7,759 万という形で、非常に大きい 16% ぐらいの減額という形の状況ですが、これにつきましては、橋梁の関係についての点検、たぶん次年度に繰り越したってことなのかちょっとわかりませんが、そこらへんの減額になった要素と、あと今後橋梁に対して、どのぐらいの点検という形の状況が残っているか。それと 51 ページのところの道路新設工事の関係につきましては、約 1,100 万ぐらいの約 27% の減という形の状況の新設工事が少なくなってるという形で、見込みに対してどういう状況で新設できなかったのかという形の状況の見解をいただきたいと思います。

○建設水道課長

はい。それでは、道路橋梁費の関係でございますが、これにつきましては、町道 61 号線の繰越の関係がございますので、そういう面で減ってるわけございまして、橋梁点検が減ってるわけではございません。それと、道路改良につきましては、当初予定していたものについては、ほぼできてるわけなんですけど、この中で保障とかいう負担金の関係ですね、そういうようなものについては、執行はなかったものですから、その分は減らさしていただいたような形になつとります。工事については、ほとんど計画どおりできておりますのでよろしくお願いいたします。なお、橋梁点検につきましては、また、平成 30 年度が一応最終年度という形になつとりますので、5 年間の橋梁点検、一回り回るような形になりますので、よろしいかなと思っております。以上です。

○議長

ありませんか。

○向山（2 番）

私の方からもう 1 点、お聞きしたいと思います。36 ページの地方創生推進交付金事業でございますね、委託料 972 万 9,000 円、それから工事請負費 2,269 万 1,000 円、負担金、補助及び交付金 320 万 5,000 円という、ちょっと大きな額になっておるわけですけども、この内容についてお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

今の向山議員のご質問にお答えいたします。この地方創生の推進交付金でございますけれども、町長の最初の提案理由の説明にございましたように、議会でもご承認いただきました、活動拠点整備交付金の方への事業がシフトしている関係がございまして、そちらの方への新たな事業を補正を認めていただいて、そちらの枠ができておりますので、最終段階において、こちらの部分、すべてにおいて不用減額をさせていただいたところでございます。

○議長

よろしいですか。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成29年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて。専決第2号、平成29年度辰野町上水道事業会計補正予算(第5号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第2号、専決第2号、平成29年度辰野町上水道事業会計補正予算(第5号)について、提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出の予定額については、総額で歳入歳出それぞれ4億3,330万7,000円に変更ございません。内容についてでございますが、2ページをご覧ください。収入につきましては、消費税の確定申告に伴う増額と、水道使用料及び受託工事収入の減額をしますのでございます。3ページをご覧ください。支出についてですが、工事請負費を減額し、受水費、有形固定資産減価償却費、固定資産除却費、材料売却原価をそれぞれ増額するものでございます。再び1ページをご覧ください。資本的収入及び支出では、収入額が支出額に対しての不足する額を2,785万1,000円減額し、9,740万3,000円に改めるものでございます。内容についてでございますが、4ページをご覧ください。

収入については、与地辰野線配水管布設工事に伴う補償額の確定及び藤沢新水源整備に伴う県補助金の繰越財源を増額するものでございます。5 ページをご覧ください。支出については、県道与地辰野線配水管布設工事の精算による増額変更でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第2号、専決処分の承認を求めることについて。専決第2号、平成29年度辰野町上水道事業会計補正予算(第5号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第5、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて。専決第3号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

はい。それでは議案第3号、専決第3号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4号)について、提案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ158万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,077万円とするものでございます。6 ページをご覧ください。歳入で主なものでございますが、県道与地辰野線下水道移設補償費の減額と8 ページをご覧ください。財政調整基金利子確定によるものでございます。9 ページをご覧ください。歳出では、工事請負費の不用減額と財政調整積立金を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第3号、専決処分の承認を求めることについて。専決第3号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第6、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて。専決第4号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

はい。議案第4号、専決第4号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第4号)について、提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ519万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億594万1,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入で主なものは、各事業費確定により、塩尻市負担金を447万4,000円減額するものでございます。7ページをご覧ください。財政調整基金繰入金を72万7,000円減額するものでございます。9ページをご覧ください。歳出では、水処理センターの需用費、委託料、工事請負費の不用減額が主なものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第4号、専決処分の承認を求めることについて。専決第4号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算

(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第7、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて。専決第5号、平成29年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第5号、専決第5号、平成29年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億964万6,000円とするものでございます。歳入歳出の主なものは、6ページをご覧ください。歳入についてでございますが、下横川分担金を63万円減額し、9ページをご覧ください。歳出では、下横川施設管理費工事請負費を63万円減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第5号、専決処分の承認を求めることについて。専決第5号、平成29年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第8、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて。専決第6号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提

案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第6号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,187万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億4,357万3,000円とするものでございます。内容につきまして、8ページをご覧ください。歳入でございます。国民健康保険税の内、一般被保険者分について852万9,000円、退職者被保険者分について366万6,000円をそれぞれ減額するものでございます。9ページをご覧ください。使用料・手数料について、督促手数料を5万円減額するものでございます。10ページをご覧ください。国庫負担金及び補助金の交付額確定により、国庫負担金について、療養給付費等負担金を2,097万7,000円減額し、国庫補助金について、財政調整交付金を6,136万円増額し、国保制度関係準備事業補助金を506万4,000円増額するものでございます。11ページをご覧ください。療養給付費等交付金の確定により、1,491万7,000円を増額するものでございます。12ページをご覧ください。前期高齢者交付金の確定により42万3,000円を増額するものでございます。13ページをご覧ください。県負担金及び交付金の交付額確定により県負担金について、高額医療費共同事業負担金を267万9,000円減額し、特定健診等負担金を19万5,000円減額。県補助金について、財政調整交付金を1,094万9,000円減額するものでございます。14ページをご覧ください。交付額確定により共同事業交付金について、高額療養費共同事業交付金を1,849万7,000円減額し、保険財政共同安定化事業交付金を6,258万2,000円減額するものでございます。15ページをご覧ください。財産運用収入について、利子及び配当金として、国保支払準備基金利子を1万円増額するものでございます。16ページをご覧ください。繰入金について、一般会計繰入金、出産育児一時金を84万円減額するものでございます。17ページをご覧ください。諸収入の内、延滞金加算金及び過料について、一般被保険者延滞金を475万円増額し、退職被保険者延滞金を5万円減額。雑入について、一般被保険者納付金等を62万1,000円増額するものでございます。続きまして、歳出でございます。18ページをご覧ください。総務管理費につきましては、財源組替でございます。19ページをご覧ください。2款、保険給付費の内、療養諸費について、一般被保険者療養給付費を1,000万円、退職被保険者等診療給付費を4,400万円それぞれ減額し、高額療養費について、一般被保険

者高額療養費を 200 万円増額、退職被保険者等高額療養費を 400 万円減額するものでございます。出産育児諸費につきましては、出産育児一時金対象者の確定により 84 万円を減額するものでございます。21 ページから 24 ページにつきましては、財源組替でございます。25 ページをご覧ください。8 款、保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費を 140 万 1,000 円減額し、疾病予防費を人間ドック補助金の実績により 6 万円増額するものでございます。26 ページをご覧ください。9 款、基金積立金につきましては、4,001 万 1,000 円を基金に積み立てるものでございます。27 ページをご覧ください。11 款、諸支出金について、辰野病院繰出金として 100 万円を増額し、診療所会計へ繰出金を 70 万円減額するものでございます。雑支出金につきましては、財源組替するものでございます。28 ページをご覧ください。12 款、予備費について、2,400 万円を減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○熊谷 (3 番)

17 ページの一般被保険者延滞金、これ 100 万円くらいの予定だったのが、多く集まったっていう 475 万多く集まったということだと思んですけど、このへんの内容はどんな。

○住民税務課長

個々の内容につきましては、申し訳ありませんけれども、まあ滞納整理の状況によりまして、まあそれが進んだということでございます。このところですね、滞納整理も進みまして、まあ過年度分につきましては減ってきたものですから、見込みとしてはちょっと少なかったというようなことであります。見込みとしては少なかったけれども、実際は多く滞納整理が進んだというようなことであります。以上です。

○熊谷 (3 番)

特別その今年というか、この年に何か行われたということはなかったんですか。

○住民税務課長

特に特別なことをやったわけではございません。

○議 長

ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第6号、専決処分の承認を求めることについて。専決第6号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第9、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて。専決第7号、平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第7号、平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ48万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ566万8,000円とするものでございます。内容につきまして、6ページをご覧ください。歳入でございます。診療収入の確定によりまして、第一診療所診療収入につきましては、後期高齢者分を5万円、川島診療所診療収入につきましては、後期高齢者分を17万円それぞれ増額するものでございます。7ページをご覧ください。繰入金につきまして、平成29年度決算見込みにより、国保会計からの繰入金を70万円減額するものでございます。8ページをご覧ください。諸収入の内、雑入を3,000円減額するものでございます。歳出につきまして、9ページをご覧ください。総務費では、施設管理費の内、第一診療所施設管理費を15万円、川島診療所施設管理費を16万3,000円それぞれ不用減額するものでございます。医業費は第一診療所分を17万円、川島診療所分を5万円をそれぞれ不用減額するものでございます。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第7号、専決処分の承認を求めることについて。専決第7号、平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第10、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて。専決第8号、平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第8号、平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ53万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,719万6,000円とするものでございます。内容につきまして、6ページをご覧ください。歳入でございます。後期高齢者医療保険料の内、特別徴収保険料の現年度分を実績により95万1,000円減額し、普通徴収保険料の内、現年度分を53万1,000円増額するものでございます。7ページをご覧ください。諸収入については、保険料還付金を8万3,000円減額し、延滞金を2万8,000円減額するものでございます。8ページをご覧ください。歳出についてでございます。後期高齢者医療広域連合納付金の内、後期高齢者医療徴収費の償還金、利子及び割引料を8万1,000円減額するものでございます。9ページをご覧ください。予備費についてでございます。45万円減額するものでございます。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第8号、専決処分の承認を求めることに

ついて。専決第 8 号、平成 29 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 8 号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第 11、議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 9 号、平成 29 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○病院事務長

議案第 9 号、平成 29 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。収益的予算の収入について、補正額 54 万 2,000 円を増額し、総額を 21 億 2,654 万 9,000 円とするものです。内容につきまして、3 ページの方をご覧ください。国庫補助金としまして 100 万円、先ほど国民健康保険の方の補正予算にもありましたが、そちらの方の特別調整交付金の中に含まれております、医師等の確保支援事業としまして、100 万円の増額でございます。県の補助金としましては、地域医療確保総合確保基金の中の看護体制強化事業ということで、37 万 5,000 円。その他医業外収益につきましては、売店使用料につきまして、年度途中で旧売店が撤退したことによります 30 万円の減額であります。その他の雑入につきましても、家賃収入等含めまして 53 万 3,000 円の減額となるものです。総額が 54 万 2,000 円の増額となります。以上、提案理由を申し上げます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 9 号、平成 29 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第12、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて。専決第10号、平成29年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

それでは議案第10号、専決第10号、平成29年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第2号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ18万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を1,721万7,000円とするものでございます。内訳につきましては、6ページをご覧ください。歳入では、告知システム使用料の18万1,000円の減額、告知システム広告利用等手数料の4,000円の減額。7ページの利子及び配当につきましては、基金利子の1,000円の増額であります。歳出におきましては、8ページの維持管理費の不用額の整備であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。質疑討論を終結いたします。これより議案第10号、専決処分の承認を求めることについて。専決第10号、平成29年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第13、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて。専決第11号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第11号、専決第11号、平成29年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第5号)の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、

歳入歳出それぞれ 3,894 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 6,620 万 5,000 円とするものでございます。内容について申し上げます。6 ページをご覧ください。収入でございますが、督促手数料が 4,000 円の減額でございます。次に、7 ページの国庫支出金から 8 ページの支払基金交付金、9 ページの県支出金、10 ページの繰入金につきましては、サービス給付費や地域支援事業費等の年間の給付実績に基づき法律で定められた財源構成に応じて、それぞれ国、社会保険診療報酬支払基金、県・町から交付されるものでございます。それでは、まず 7 ページの国庫支出金でございますが、国庫負担金の介護給付費負担金が 2,842 万 1,000 円の増額、国庫補助金の調整交付金が 1,948 万 8,000 円の増額、地域支援事業交付金が、59 万 4,000 円の増額、介護保険事業費補助金が 99 万円の減額でございます。8 ページの支払基金交付金は、介護給付費交付金が 887 万 1,000 円の増額、地域支援事業支援交付金が 397 万 7,000 円の減額でございます。9 ページの県支出金は、県負担金の介護給付費負担金が 473 万 5,000 円の減額、県補助金の地域支援事業交付金が 27 万 5,000 円の減額でございます。10 ページの一般会計からの繰入金は、介護給付費繰入金が 246 万 1,000 円の減額、その他一般会計繰入金が 614 万 2,000 円の減額、地域支援事業繰入金の内、介護予防事業費分が 136 万円の減額、包括的支援事業・任意事業費分が 89 万 1,000 円の増額、低所得者保険料軽減繰入金が 1 万 3,000 円の減額でございます。11 ページの諸収入でございますが、延滞金が 1 万円の増額、雑入の介護報酬が 24 万 6,000 円の減額、地域支援事業利用者負担金が 12 万円の減額、第三者納付金が 50 万 6,000 円の増額、延滞金が 1,000 円の減額、雑入が 3 万 2,000 円の増額でございます。12 ページの財産収入の利子及び配当金でございますが、45 万 9,000 円の増額で、介護給付費準備基金積立金の利子でございます。次に 13 ページからの歳出でございますが、事業費確定に伴います、不用減額が主なものでございます。総務費では総務管理費で 53 万 4,000 円の減額、徴収費で 396 万円の減額で、この主なものは、14 ページの 19 負担金で上伊那広域連合負担金の減額でございます。そのほかには介護認定審査会費で 32 万 7,000 円の減額でございます。15 ページの介護給付費でございますが、サービス給付費等諸費で 1,030 万円、審査支払手数料で 41 万 5,000 円、高額介護サービス費で 133 万 5,000 円のそれぞれの減額でございます。16 ページの地域支援事業費でございますが、包括的支援事業・任意事業費で 179 万 6,000 円の減額。18 ページの介護予防・生活支援サービス事業費で 444 万 3,000 円の減額。この主なも

のは、19 ページの 19 負担金で総合事業あゆみと訪問サービス A の負担金でございます。そのほかには一般介護予防事業費が 40 万 2,000 円の減額でございます。21 ページの基金積立金につきましては、6,246 万円増額して積み立てを行いました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○根橋（11 番）

2 点お伺いしたいと思います。1 点は、今回サービス給付等諸費関係分で、その国庫負担金というのは、まあ増額なんですけれども、一方でいわゆる給付費の方は減額ということで、一見するとちょっと矛盾があるんですけれども、これはどういうことなのかってことをご説明いただければと思います。それからもう 1 点は、今回、7 ページなんですけれども、介護予防地域支援事業交付金の介護予防関係が、いわゆる介護予防事業費分が 400 万減額する一方で、包括的支援事業・任意事業分が 500 万増額ということなんですけど、これはどういうことなのかわざっと説明いただければと思います。

○保健福祉課長

根橋議員の質問にお答えします。まず 1 点目の国の支出金の関係でございますけれども、国の支出金につきましては、年度当初概算の金額で交付がされます。町の予算上はですね、介護給付費が減額になった場合には、補正予算等で減額をしているわけですし、その支出の減額に応じて歳入についても国庫支出金の法定の財源構成に応じて、減額してくるわけでありまして、国の補助金の精算って言いますか、変更申請が 3 月の年度末にあるわけです。ですので、実際に交付されている額と、町の予算上で減額してくる額に差額が生じまして、まあ最終的なところは確定をもって精算するわけでありまして、その変更する時期が年度末にずれてしまうってことで予算上は減額していきながら、国からの交付は年度当初の金額で収入を得ているところで差額が生じているところでございます。

○議 長

よろしいですか。

○保健福祉課長

もう1点のですね、7ページのところでございますけれども、介護予防事業につきましては、8037の介護予防生活支援サービス事業、それから介護予防のケアマネジメント事業、これにつきましては町の新しい総合事業で行っているものでありまして、この事業につきましては、年度の途中でですね、平成28年度の繰越金が出たものですから、9月の時に補正予算組みまして、あゆみですとか、訪問サービスAにつきましては、事業の拡大を図ってきたところでございますけれども、なかなかこちらで計画したとおりの事業展開と拡大ができなかったものですから、ここ減額をさしていただくところでございます。一方、包括的支援事業につきましては、町独自でやるものでありまして、まあここにつきましては、システムの使用料ですとか、あと社協に委託している家族介護者のリフレッシュ事業等ありまして、まあ当初予算に対しまして増額ということになっておりますけれども、財源構成等いろいろ細かいところありまして、まあ決算ベースではこのような増減ということになりました。以上です。

○根橋（11番）

ただ今のご説明をお伺いしてますと、要するに財源構成だとか、あるいは法制に基づく事業を展開したけれども、まあできなかったという点のようですけれども、要するにその29年度で、この介護予防事業関係の枠組みが大きく国との関係で大きく変わったということではないということですか。

○保健福祉課長

はい。制度自体は変わっておりません。この介護予防事業につきましては、2,000万ほどの繰越がありましたので、町で行う事業として、9月の議会だったと思いますが、総合事業のあゆみの増加でありますとか、よつばの会場の増設等を図って予定していたところでございますけれども、あゆみにつきましてはまあ事業、受け入れ先の事業先の定員の関係ともございましたし、よつばにつきましても1会場増設することができましたけれども、年度途中の増設ということで、こちらが計画したとおりのまあ事業拡大には至らなかったということでございます。

○議 長

ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第11号、専決処分の承認を求めること

について。専決第 11 号、平成 29 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 11 号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 12 号、辰野町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、提案内容を説明させていただきます。概要のみ説明をさせていただきます。全 6 条建ての改正となります。1 条が税制改正によるまあ地方税法の一部を改正する法律等により辰野町税条例の一部を改正するものであります。2 条から 6 条までは、たばこ税が段階的に改正するようになっておりますので、2 条から 6 条で改正していくものであります。第 1 条による改正でございますけれども、辰野町税条例の一部改正でございます。主な改正点ですが、個人所得税の見直し、平成 33 年度分の個人住民税から適用になりますが、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から所得税と同様、給与所得控除、公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行うものであります。次の点は、共通電子納税システム、共同収納の導入でございます。法人住民税、個人住民税、特別徴収等につきまして、平成 31 年 10 月から導入するものであります。大法人の法人住民税等による電子申告の義務化、こちらは平成 32 年から適用になります。国税同様に資本金 1 億円超の普通法人等に対して、法人住民税等の電子申告を義務付けるものであります。次に、たばこ税の引き上げでございます。平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で引き上げ、国と地方合わせて 1 本当たり 1 円ずつ合計 3 円を値上げするものであります。平成 30 年 10 月に 1 本当たり 1 円、平成 32 年 10 月に 1 本当たり 1 円、平成 33 年 10 月に 1 本当たり 1 円ずつ値上げをするものであります。次に加熱式たばこの課税方式の見直し、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式とし、平成 30 年 10 月 1 日から 5 年かけて段階的に移行するものであります。次に地方税における生産性向上、生産性革命の実現に向けた中小企業の

設備投資を促進するための固定資産税の特例の創設でございます。生産性向上特別措置法、こちらが平成 30 年 5 月 23 日公布され、法律番号 25 号でありますけれども、その制定を受け、市町村が主体的に作成した計画に基づき、平成 33 年 3 月 31 日までに行われた中小企業の一定の設備投資につきまして、固定資産税を最初の 3 年間 2 分の 1 から 0 まで軽減する特例が創設されまして、こちらの当町でおきましては、0 とするものでございます。その他上位法令である地方税法等の改正と条例の条ずれ、項ずれ等による所要の規定の整備を行うものであります。次に 2 条による改正でございます。加熱式たばこに関する規定の整備でございます。3 条、4 条、5 条も同様に加熱式たばこに関する規定の整備でございます。6 条でありますけれども、27 年に改正された平成 31 年 4 月 1 日に予定されていたたばこ税の旧 3 級品の税率引き上げについて、平成 31 年 10 月 1 日に延期する規定でございます。以上、提案内容を申し上げます。ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 12 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 12 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 15、議案第 13 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 13 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 13 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について、提案内容を説明させていただきます。要点のみ説明させていただきます。第 1 条におきまして、都市計画税におけるわが町特例に認定誘導事業者が整備した公共施設並びに改修実

演芸術公園施設を追加し、第2条において、上位法令である地方税法の改正と条例の項ずれによる所要の整備でございます。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第13号につきましては、会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号は、総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第16、議案第14号、専決処分の承認を求めることについて。専決第14号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第14号、専決処分の承認を求めることについて、提案内容を説明させていただきます。まず新旧対照表をご覧ください。1ページでございます。第2条です。課税額についての記述でございます。こちらは平成30年4月1日施行のものでございます。国民健康保険税の課税額を規定するものでございまして、ただし書きとして、規定されている課税限度額を54万円から58万円に引き上げるものでございます。次に、2ページをご覧ください。第23条でございます。国民健康保険税の減額でございます。こちらも平成30年4月1日施行でございます。低所得者に対する減額を規定するものでございます。第2条の改正に伴い、課税限度額を54万円から58万円に引き上げ、減額の対象となる所得者の判定所得を引き上げるものでございます。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 14 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 14 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 14 号は、原案のとおり承認することに決しました。ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は 10 時 45 分、10 時 45 分といたしますので、時間までにご入場をお願いいたします。

休憩開始 10 時 29 分

再開時間 10 時 45 分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第 17、議案第 15 号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 15 号、辰野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。雇用形態の多様化に伴い、非常勤の特別職職員の報酬を時間額で支給できるよう改正するものです。改正理由を具体的に説明いたしますと、辰野中学校の部活動指導員の任用に伴い、部活動指導の質的な向上と教員の負担軽減を目的に、部活動指導員設置要綱と任用事務取扱要領を併せて制定し、学校教育法施行規則の基準に準じ、部活動の適正な運営を図るものです。以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 15 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により総務産業常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 15 号は、総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第 18、議案第 16 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 16 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。現在、辰野病院看護師に適用している医療職給料表(第三表)を職務職階に併せて改正するものです。訪問看護師長の職務を病院看護師と同様に職務に応じた職務表に整備するため、また看護部として業務分担されている現状に合わせるため看護師長及び副看護師長の名称を変更するために条例の一部を改正するものです。内容は、医療職給料表(第三表)、4 級から 6 級に訪問看護師長を加え、総看護師長を看護部長に、副看護師長を看護副部長に改正するものです。以上提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 16 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は、総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第 19、議案第 17 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 17 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことにより、条例の一部を改正するものです。一昨年、一般職の給与に関する法律が改正され、扶養手当の支給額が段階的に変更されたことによるものです。この制度は、非常勤消防団員等が公務災害、消防水防作業に従事し、緊急業務に協力したことにより、死亡あるいは負傷が原因で死亡した場合、その扶養していた親族に損害補償として、支給されるものです。改正の概要は、条例で定められている損害補償の算定基礎の際、用いられる扶養親族加算額及び加算対象区分についての変更であります。内容は、非常勤消防団員等に係る損害補償に係る保障基礎額を配偶者 217 円、22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までのある子、333 円。22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある孫、217 円。60 歳以上の父母及び祖父母、217 円。22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹、217 円。重度心身障害者 217 円に改正するものです。この条例は公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用いたします。また、経過措置として、条例の適用日以降に事由が生じた損害補償と適用日前に事由が生じた適用日以降の期間に係る傷病保障年金等について適用し、適用日前の期日、期間に係る傷病保障年金額等は従前のままとなります。以上、提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 17 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は

原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。日程第 20、議案第 18 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○こども課長

議案第 18 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が、平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことから、町の関連条例の一部を改正するものであります。認定こども園など特定教育・保育施設等の利用者が負担する 1 号認定の保育料は、国の基準に準じ、別表第 1 として世帯の所得に応じ定められておりますが、今回はその内、市町村民税所得割課税額 7 万 7,100 円以下、年収 360 万円未満相当になりますけれども、この世帯が負担する保育料を月額 1 万 4,100 円から 1 万 100 円に引き下げるものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 18 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 18 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決定しました。日程第 21、議案第 19 号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたしま

す。提案者より提案理由の説明を求めます。

○こども課長

議案第 19 号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成 30 年 3 月 30 日に公布されたことから、町の関連条例の一部を改正するものであります。国が示す基準に従い、放課後児童健全育成事業いわゆる学童クラブになりますけれども、こちらの放課後児童支援員の資格要件を第 11 条第 3 項として定めておりますが、第 4 号の学校教育法の規定により幼稚園、小中学校・高校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者を、教育職員免許法に規定する免許状を有する者と改め、さらに 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、町長が適当と認めたものを追加し、要件の緩和を図るものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 19 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により、福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 19 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決定しました。日程第 22、議案第 20 号、平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 2 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、コミュニティ助成事業採択に係る事業費の

補正と県派遣職員に係る給与等負担金、移住体験施設整備工事、たつの未来館テラスフェンス改修工事、下辰野空き家解体工事設計管理業務委託料、辰野中学校部活動指導員の採用に係る費用、辰野美術館貯蔵の土偶レプリカ製作委託料の追加、公園施設長寿命化対策工事の増額などの補正予算であります。補正総額は、2,147万円の増額で、予算総額は83億6,236万9,000円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金の増額と諸収入の減額であります。歳出につきましては、総務費では、県派遣職員給与等負担金、移住体験施設に係る整備工事費、たつの未来館2階テラスフェンスの改修工事、下辰野空き家解体工事に係る設計管理業務委託料の追加などが主なものであります。土木費では、公園施設長寿命化対策工事費の増額、消防費ではコミュニティ助成事業採択に係る備品購入費の減額、教育費では辰野中学校の部活動指導員採用に係る報酬と辰野美術館貯蔵土偶レプリカの製作委託料の追加であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第23、議案第21号、平成30年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第21号、平成30年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を説明させていただきたいと思っております。従来、県道の拡幅に伴います工事につきましては、収益的収支予算と資本的収支予算とに分けて計上しておりましたが、県等の見解から資本的収支予算に計上することが適当と示されたことを受けまして、当該予算について、予算のより一層の適正化を図るために、収益的収支予算及び資本的収支予算の組み替えを行うものでございます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出の予算額を、収入支出それぞれ1,700万円を減額し、総額を4億1,714万2,000円とするものでございます。資本的収入及び支出に収入支出それぞれ1,700万円を増額するものでございまして、内容につきましては2ページから5ページをご覧ください。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 21 号、平成 30 年度辰野町上水道事業会計補正予算(第 1 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。日程第 24、議案第 22 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。地方税法第 423 条第 3 項の規定により任期は 3 年で、3 名の委員を置くことになっております。今回、平成 27 年 6 月 20 日から同委員を務めていただいております高木清房委員の任期が 6 月 19 日をもって満了となりますので、引き続き選任いたしたく、ご提案申し上げます。高木さんは、人格、識見とも整った方ですので、ご審議の上、原案同意くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 22 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 22 号は、原案のとおり同意することに決しました。日程第 25、地方自治法施行令第 146 条第 2 項、地方公営企業法第 26 条第 3 項、

及び、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。

○まちづくり政策課長

報告第 1 号を説明させていただきます。平成 29 年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を、地方自治法施行第 146 条第 2 項の規定により報告します。1 行目の情報通信事業事務につきましては、L G W A N デスクトップの環境の追加業務でございます。2 行目の社会資本整備総合交付金事業は、町道 61 号線工事でございます。3 行目の辰野中学校大規模改造事業は、辰野中学校普通特別教室棟の大規模改造に係る工事でございます。これらすべての事業費につきまして、平成 30 年度へ繰越手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。各事業の補助金の確定時期、また適正工事期間の関係等により、年度内に完了困難なため翌年度へ繰り越すものでございます。繰越総額は、合計で 3 億 1,397 万 9,000 円です。以上、報告いたします。

○議 長

報告第 2 号、平成 29 年度辰野町上水道事業会計予算繰越計算書。

○建設水道課長

はい。それでは報告第 2 号につきまして、ご説明させていただきたいと思います。1 行目の藤沢水源整備の電機設備及び築造工事請負費につきまして、7,635 万 8,000 円。また 2 行目でございますが、中の橋地区配水管拡張詳細設計委託料を 1,166 万 4,000 円。3 行目につきましては、県道与地辰野線配水管布設工事請負費 3,834 万円につきまして、適正工事期間が年度内に取れないということでございまして、翌年度へ繰り越すものでございます。総額が 1 億 2,636 万 2,000 円でございます。以上でございます。

○議 長

引き続き、報告第 3 号、平成 29 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成 30 年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出についてを求めます。

○産業振興課長

報告第 3 号、平成 29 年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成 30 年度辰野町土地開発公社事業計画書につきまして、報告いたします。はじめに後段に綴られました 29 年度辰野町土地開発公社事業報告書でございます。1 ページをご覧ください。概要を申し上げます。平成 29 年度の事業は経営健全化計画に基づき「桜町地区 1,020.41

m²」を処分し、町からの繰り出し金により簿価の縮減を図りました。造成用地地区では、「赤羽南地区4区画及び8区画、合わせて607.91 m²」を処分いたしました。理事会につきましては、2回の理事会におきまして、全議案承認及び可決いただきました。次に、平成29年度辰野町土地開発公社事業会計決算書でございます。1ページをご覧ください。収益的収支及び支出でございますが、収入では、事業収益で5,018万9,800円、事業外収益として、土地開発公社所有の土地の簿価と実勢価格の乖離の解消のため、町の一般会計から1億円の補助をいただき、1億217万9,897円、合計で1億5,236万9,697円となり、支出では、事業原価で1億4,450万円、販売費及び一般管理費が16万9,010円、事業外費用217万9,691円、合計1億4,684万8,701円、純利益は552万996円であります。2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は4億9,350万円で、資本的支出は6億3,806万円でした。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,456万円は、損益勘定留保資金で補填いたしました。3ページをご覧ください。財産目録でございます。資産は、現金預金2,946万2,411円、未収金8万9,000円、完成土地等4億226万4,934円、資産合計4億3,181万6,345円、負債は、短期借入金4億2,308万円、負債合計4億2,308万円であります。差引純資産としまして、873万6,345円の黒字でございます。続きまして、5ページをご覧ください。貸借対照表でございます。資産の部で流動資産合計は4億3,181万6,345円で、資産の部合計も同額であります。負債の部で短期借入金は4億2,308万円、流動負債合計及び負債の部合計も同額でございます。資本の部では、基本財産が300万円、前期繰越準備金21万5,349円、当期純利益552万996円を計上し、資本の部合計は873万6,345円、負債資本の部合計は4億3,181万6,345円となりました。6ページはキャッシュ・フロー計算書、7、8ページは収益的収支、資本的収支の明細書でございます。説明は省略させていただきます。次に、前の方にお戻りいただきまして、平成30年度辰野町土地開発公社事業計画書でございます。1ページをご覧ください。基本計画としまして、公有地の処分事業はございませんが、賃貸による貸付など継続事業として、4地区を計画執行していきます。土地造成事業では、処分事業として3地区約1,853平方メートルの分譲を予定し、継続事業と合わせて14地区の分譲及び造成、売却計画を実施してまいります。また、平成25年度から推進中の第2次辰野町土地開発公社経営健全化計画を継続実施し、一般会計から借入金の利子に対する補助金を繰り入れ、保有地については、町での売却を計画的に行い処分して

まいります。次に平成 30 年度辰野町土地開発公社会計予算書でございます。1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出はともに、1 億 770 万 7,000 円でございます。資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額が 8,930 万円となり、留保資金で補填するものでございます。資本的収入は借入金で 5 億円、資本的支出は 5 億 8,930 万円でございます。3 ページ以降は実施計画を添付させていただきました。ご覧いただきたいと思っております。以上、辰野町土地開発公社平成 29 年度決算及び平成 30 年度事業計画につきまして報告させていただきました。以上でございます。

○議 長

ただいま 3 件について報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。よろしいでしょうか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 26、請願陳情についてを議題といたします。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○局 長

(文書表 朗読)

○議 長

以上、第 4 号は申し合わせ事項に沿って、文書配布といたします。第 5 号、第 6 号は福祉教育常任委員会への付託とすることにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

○向山 (2 番)

今、議長の方からですね、陳情第 4 号については、申し合わせによりということで、文書配布という説明がありました。で、辰野町議会の例規集でですね、辰野町議会運営基準の 74 について、陳情についての文書扱い、文書配布とするものの基準として、2 つ、法令上又は公益上願意の妥当性を欠くもの。2 番目として、過去に審査したものでその後状況等に変化のないもの等々定めがあります。で、これを受けた申し合わせ事項でありますけれども、申し合わせ事項の 6 として、判断の目安が 3 つ示されております。1 つとして、過去、任期中ですけれども、過去に同様の陳情書が審議、採択され意見書を提出したものの。2 番目として、陳情者の個別の見解、主張、アイディア

等議会審議としてふさわしくないもの。3点目として、政権や特定政党、団体に対する誹謗、中傷的なもの。この3点を判断基準として示しているわけではありますが、今回のこの陳情第4号が、このいずれに該当するものとして文書配布の扱いとなったのかお聞きいたします。

○議長

議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（篠平）

お答えをいたします。第4号ですね。まず、その前にですね、申し上げたいことはですね、議会運営委員会では、この請願・陳情に審議にあたってはですね、法令上の基準というのはいないんですよ、これ。で、常に提出者の考えを尊重し、心がけて、まずは、願意は妥当であるか。それから実現可能性があるのか。それから町村の権限、議会の権限に属するかなどをですね、基準にして慎重に審議をしたわけでございます。その中で第4号につきましてはですね、冒頭、議会事務局長の方から内容についての総括的な説明をしていただきました。その中でそれぞれの議員から意見をいただいたわけでございます。その議員の意見をちょっとメモっておりますので、読み上げますと、まず1つがですね、「陳情趣旨が明確でない。まあよくわからない。」というご意見でございます。それから2つ目が、「改憲案、まだ国会に提出されていないから如何なものかということ。」、それから3つ目が、「特定の政党に対する内容の陳情は如何なものか。」ということ、それからもう1点がね、「似たような内容の陳情が出されているのではないか。」という、こういうご意見がありまして、総合的に判断して、文書配布と。これは委員4名の皆さんが、全員の皆さんが文書配布でいいと、こういうことで、文書配布に決まったわけでございます。で、今、向山議員の方から言われまして、辰野町の申し合わせ事項というのも実はあるんですよ。で、その3つあるんですが、その中を読みますと、過去に同様の陳情書が審議、採択され、意見書を出したものというのがありますね。それから2つ目が、陳情者の個別の見解、主張、アイデア等議会審議としてふさわしくないもの。そして3つ目が、政権や特定政党、団体に対する誹謗中傷的なものとかこういうのがあります。で、このそれぞれの議員の皆さんの意見をお聞きしますと、まあこの3つに該当する分はあるというような内容を読みますとね、そんなことから判断しましたのでよろしくお願ひします。あとはですね、もしこれ議運の方ではこういう判断をしましたが、あとは不服であったら動

議を出してもらおうと、こういうことになると思います。

○向山（2番）

改めて質問したいと思うんですけども、今、委員長の方から3点、申し合わせ事項の話がありました。で、1点目のですね、過去に同様の陳情書が審議、採択されてですね、採択です。同様の陳情書が採択されているという私は記憶がありません。ですから、1番目には該当しないというふうに考えます。それから2番目、陳情者の個人的見解、主張、アイディア等の議会審議としてふさわしくないものということでもありますけれども、これは、陳情者個人の個人的な見解ではないと、多くのやっば論評もあるわけですから、突拍子もない個人的な見解ではないというふうに考えます。まあ2番目に属する文書配布は、以前にまあある映画の主題歌を紅白歌合戦でっていうような、これはこの2番目に該当するのではないかと思うんですけども。それから3番目の政権や特定政党、団体に対する誹謗中傷的なものということでもありますけれども、これはこの陳情の趣旨は、特定政党に対する誹謗中傷ではないというふうに考えます。で、前段に委員長が話しをされた、陳情の趣旨が不明確ということであればですね、私は極めて陳情の趣旨は明確であるというふうに考えますけれども、不明確であれば審査の上、継続審査、あるいは不採択にすればいいことでもありますし、それからまだ提案されていないということでもありますけれども、これは今年の5月3日に内閣総理大臣が強い改憲の意志を示し、それに基づいて自由民主党の改憲案が整いつつある、そして平行して、国会において、審査がされている。で、この審査の段階において、自民党案が大きなたたき台になる、議論のたたき台になるということが明白だというふうに思います。自民党の国会議員が参議院では52%、衆議院では61%占めてるわけですから、そういうことを考えると提案されていないからということではなくて、これが提案されて、討議されていくことが十分に予見可能なわけですから、これを陳情者の趣旨が不明確だとかいうような考え方だけで、いわば門前払いとするような文書配布にするものは如何なものかと私は思います。あの動議を出せということであれば、動議を出したいと思いますが、その前に私の方から申し上げた、それぞれの点について、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議会運営委員長（篠平）

はい。これはあくまでも4議員の委員の取り方でございますんでね、あくまでも。

理屈言い出すときりがございません、これは。で、陳情趣旨が明確でない、よくわからないというのも確かに出された問題でございます。またこの改革案、すでに国会に出されていない、今言ったようにまあ予見でもってという話ですけど、そうするとですね、いろんなこれから国会審議に出されるものがいろんな問題、予見で持って出されてきた場合には、地方議員もね、これ困っちゃいますよね。だからある程度、線を引いてやってかないとなかなかこれからは大変だと思うんですよ。ですから、そういう意見が出たと思います。これはその方の考え方です、これは。それから特定政党に対する要するに反対というのはですね、それはやっぱりそういう内容を見て、その委員は受け取ったとこういう意見でございます。それから似たようなもの、これにつきましてはですね、確かにそれはございます。似たようなもの、要するにこれに出ている、過去に同様の陳情書が審議採択され、意見書を提出したものというのがありますけど、1行1句同じ内容のものでない限りは、これは該当しないんですね、本当は。1句でも言葉が違えば、ニュアンスが違いますよって逃げ道がいくらでもあるんですよ。内容が似ててもね、だからそここのところはね、これに該当するかちょっとわかりませんこれは。そういうことです。

○議長

向山議員、動議にされるかどうか。どこの委員会に付託するか。

○宇治（7番）

動議の前に、両者ですね、話の中で、私としての意見を申し上げたいと思いますけども、まずですね、申し合わせ事項で、確かに今回の内容は、誹謗中傷ではないと私もそう思いますので、それにはちょっと当たらないじゃないかと。まあ内容の問題は別にしてですね、もう1つはですね、議運のジャッジで矛盾が起きてると。まあ今回事例が出ましたのであえて私、申し上げますけども。3月議会でですね、緊急事態についてのこの問題について、陳情が議運で委員会に付託されています。で、これもですね、今の議論で言いますと、あくまでも自民党案の範疇でありまして、今回のような意見も自民党案であると、私は、これは私の見解ですけども、国会に出されたものに対してどうかという陳情の議論をした方がいいんじゃないかと。それぞれの政党の原案をですね、まあ審議はいろいろ国会内でも、公にですね、出ていない段階のものを審議するとすればですね、もう少しその申し合わせをですね、国会に出された内容をまず協議するとかしないとか、いうことを整理しないとですね、3月議会

で緊急事態は陳情を受けてます。で、今回は受けませんっていうのは、私は矛盾があるんじゃないかというこういう気がするものですから、議運ですね、そのところ整理していただきたいというのが私の希望であります。

○議会運営委員長（篠平）

はい。今、宇治議員の方から提案も含めてありました。で、このね、誹謗中傷ということは、言ってないんですね。反対に値するというのを委員の中から出たわけです。誹謗中傷という言葉は使ってません。それから今日の委員会審査、本会議始まる前に行いまして、いろんなそういうことがあってね、その中ででましたのは、中を一度含めて、請願・陳情も含めて、また議案も含めてですね、整理をするということを申し合わせたところでございます。

○向山（2番）

今、篠平委員長からの答弁については、ぜひ見直しをお願いをしたいと思います。その前の宇治議員からの発言のとおり、まあ趣旨は違うかもしれませんが、3月議会での取り扱いと齟齬をきたしているわけですから、私としては3月議会の前例に倣って、委員会付託すべきだというふうに思いますので、修正動議を出したいと思います。

○議長

今、向山議員の方から動議が出されました。委員会付託、どこの委員会付託ということかはっきり言ってください。

○向山（2番）

総務産業常任委員会であります。

○議長

それでは今、第4号につきまして、向山議員から総務産業委員会に付託すべきという動議が出されました。これに対してセコンドされる方はおられますか。

（議場 0人）

○議長

1人もないようですので、ほかにご異議はありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって文書表のとおりとすることに決しました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって本日の会議はこれにて散会いたします。大

変ご苦勞様でした。

1 1. 散会の時期

5月30日 午後 11時 27分 散会